

「令和4年度沖縄県立芸術大学芸術文化研究所移動大学」 に係る業務委託企画提案仕様書

1 業務名

令和4年度沖縄県立芸術大学芸術文化研究所移動大学

2 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 事業目的

本業務は、本学における芸術文化の調査研究と実践の成果を広く県民に還元し、開催地の地域文化の活性化に貢献するとともに、大学と地域の相互交流を目的とする。

4 予算額

委託料 2,096 千円以内とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

5 委託業務内容

(1) 移動大学に関する業務

- ア 本学教職員と調整の上、開催地（沖縄県内離島、僻地地域）及び開催日程を設定し、開催地の関係先との連絡・調整を行う。
- イ 事前訪問に係る事務調整並びに関係する教職員（2～3人）の交通手段（渡航、現地移動車両等）及び宿泊の手配・支払
- ウ 移動大学実施の際の教職員（約20人）の交通手段（渡航、現地移動車両等）及び宿泊の手配・支払い並びに必要な物品の搬送・支払い
- エ 外部講師への報酬支払い
- オ 実施する各講座及び事務に必要な消耗品の調達
- カ 移動大学に係る広報業務
- キ 実施後の報告書の作成

(2) 上記に付随する業務

6 活動目標等

- (1) 本事業に付帯する事前訪問・移動大学に関わる旅行等の業務を円滑に実施すること。(航空券、宿泊、移動手段等の手配・支払い業務など)。
- (2) 本事業の外部講師への報酬の支払い、消耗品の調達、広報業務及び報告書の作成を円滑に実施すること。
- (3) 本事業におけるすべての業務が円滑に行われるよう、真摯に取り組むこと。

7 企画提案書の内容について

- (1) 本事業を推進するための基本的な考え方
- (2) 事業目的に沿った効果的な取組について、自主提案し、その理由も含めて記載すること。
- (3) 取組については、事業目的および活動目標を踏まえ、それらが円滑に行えるような効果的な提案を行うこと。
- (4) 事業実施スケジュール、提案者概要（様式4）、事業実施体制（様式5）及び経費見積書を添付すること。事業実施スケジュールは4月1日を事業開始の予定日として作成すること。

8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版縦横自由とし、左綴りとする。枚数の制限はしない。
※フラットファイル等への編綴は要しない。
- (2) プレゼンテーションにおいては、選定委員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間は、約20分程度（見込み）とする。

9 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、契約金額の大半に当たる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別の事情があるものとしてあらかじめ本学が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

- (2) 再委託により履行することのできる業務等

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる部分

・簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(3) 相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者等に契約の履行を委任し、又は請負わせることできない。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による本学の承認を得なければならない。

ただし、「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

10 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

11 著作権

成果物の著作権及び所有権は、公立大学法人沖縄県立芸術大学に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

12 成果物

事業実施報告書（現物 250 部、電子データ 1 部）

（本学が事業の写真データ等を提供する。）

13 その他

(1) 本仕様書の記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約とは異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

14 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本学と協議すること。